1：2,500地形図 E10

広島市平面図　No.E10

D9 | D10 | D11
E9 | E10 | E11
F9 | F10 | F11

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮影　昭和６２年　９月
　測図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮影　平成　２年１１月
　修正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮影　平成　７年１１月
　修正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮影　平成１３年１１月
　修正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ８
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮影　平成２１年　２月
　修正　平成２２年　３月　図化名人
　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮影　平成２８年１０月－１１月
　修正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中　公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言を３けて得たものである。
（助言番号）　平　２　中　公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中　公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中　公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を３けて得たものである。
（助言番号）　平２１　中　公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中　公　第２２号　」

E10

1：2,500地形図 E11

広島市平面図　No.E11

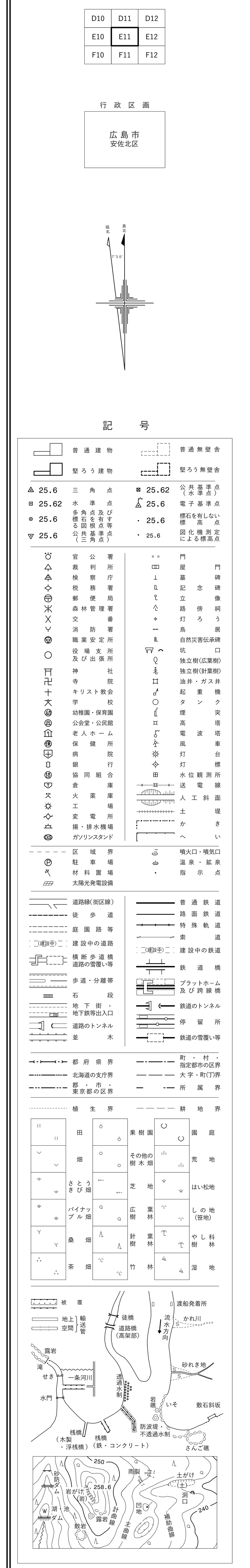

広

島

市

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

（1）撮　　影　昭和６２年　９月
　　 測　　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　 作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　　影　平成　２年１１月
　　 修　　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　 作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　　影　平成　７年１１月
　　 修　　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　 作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　　影　平成１３年１１月
　　 修　　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ8
　　 作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　　影　平成２１年　２月
　　 修　　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　 作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　　影　平成２８年１０月
　　 修　　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　 作業機関　株式会社　パスコ

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　　島　　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

E11

1：2,500地形図 E12

広島市平面図　No.E12

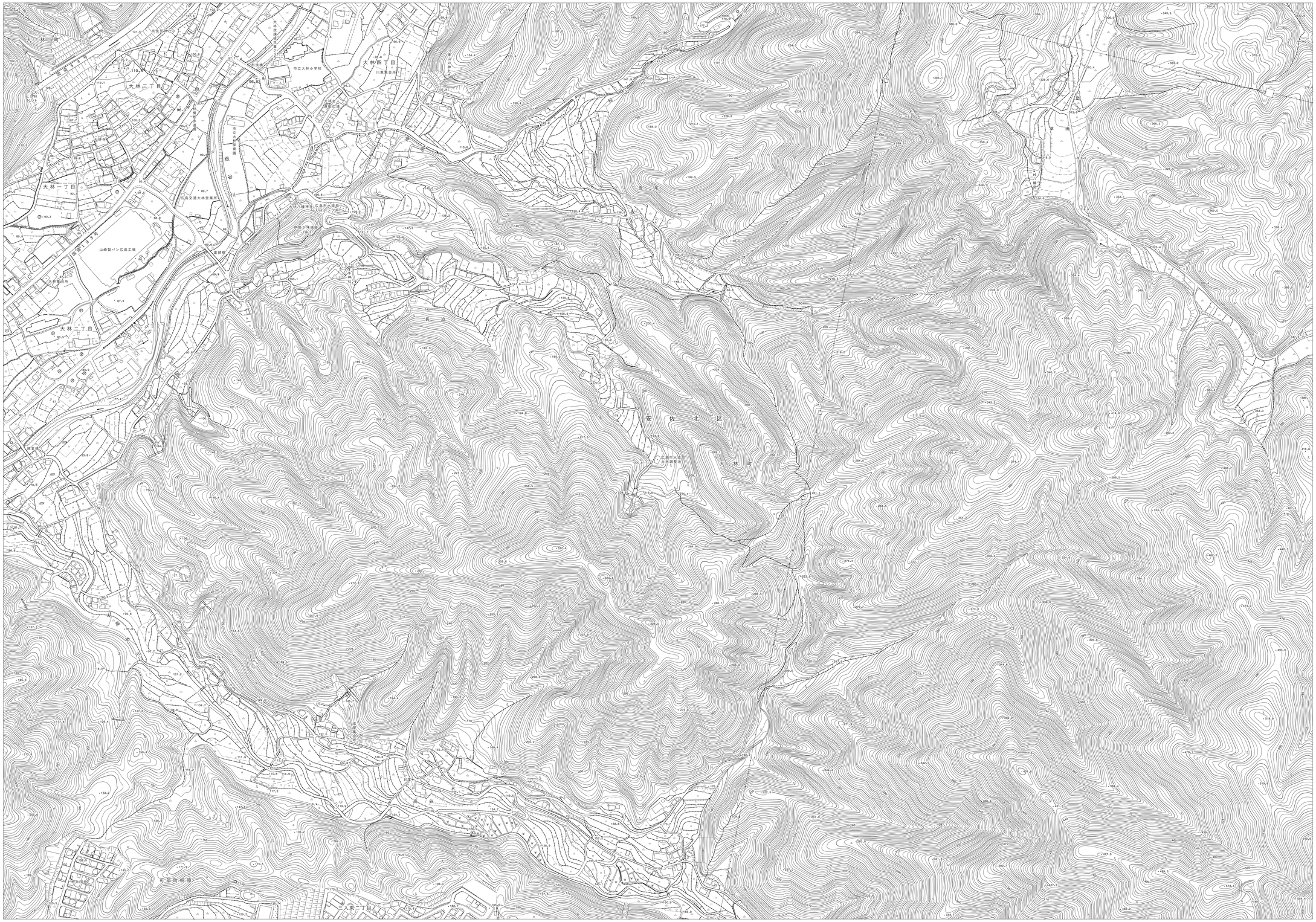

D11	D12	D13
E11	E12	E13
F11	F12	F13

行政区画

広島市
安佐北区

記号

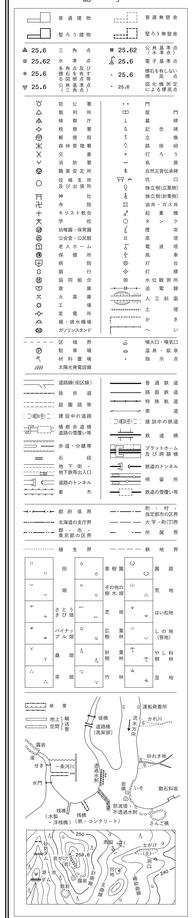

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅱ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言を与けて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を与けて得たものである。（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

E12

1：2,５００地形図 E13

広島市平面図　No.E13

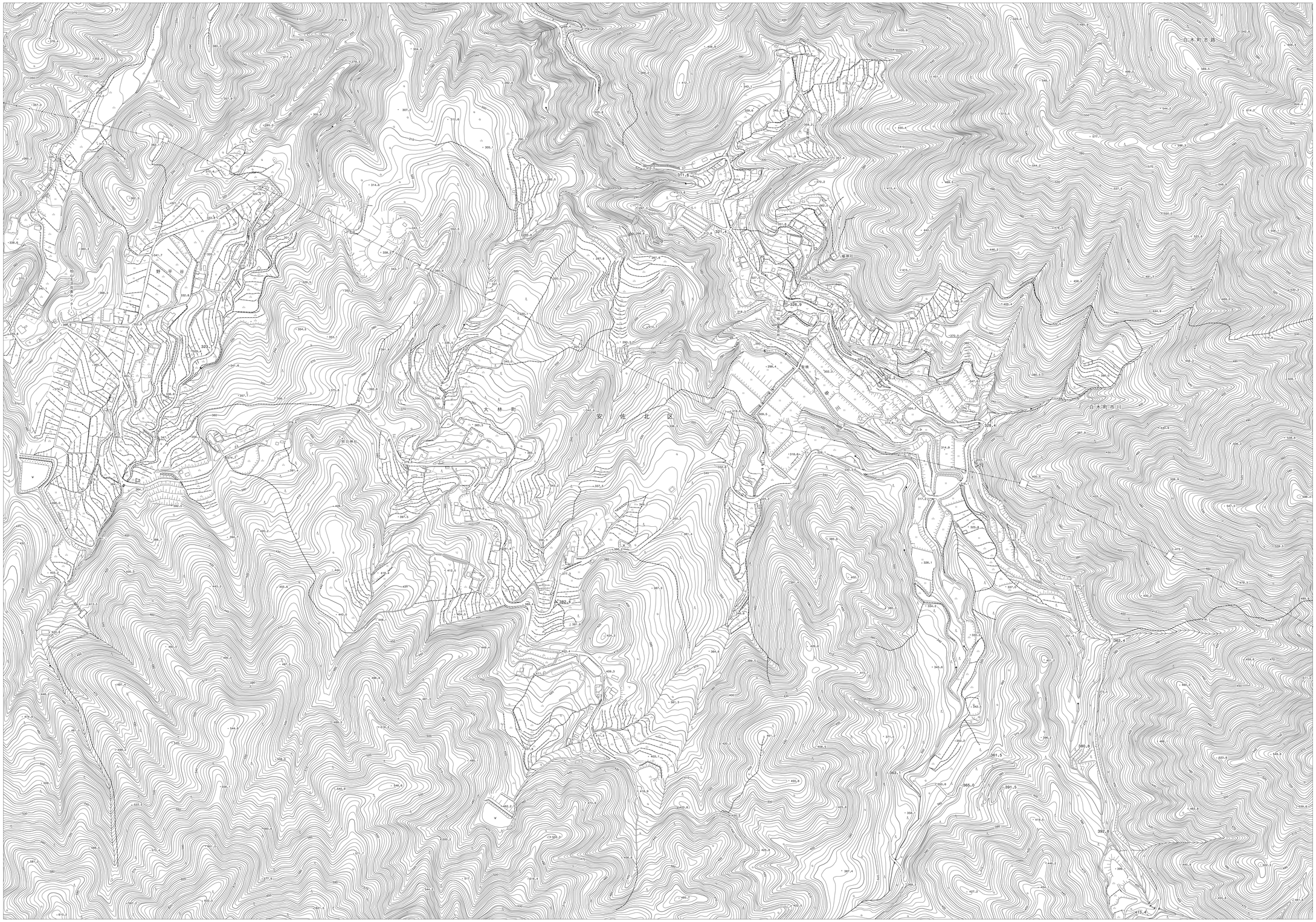

D12	D13	D14
E12	E13	E14
F12	F13	F14

行政区画

広島市
安佐北区

記号

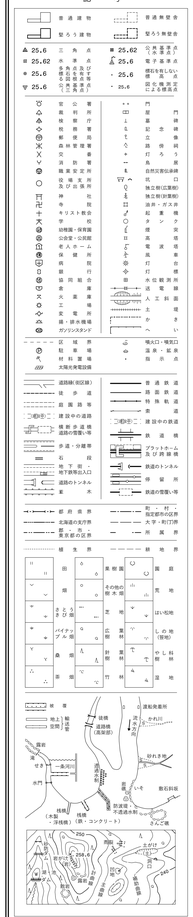

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１１月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

E13

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2,500地形図 E14

広島市平面図　No.E14

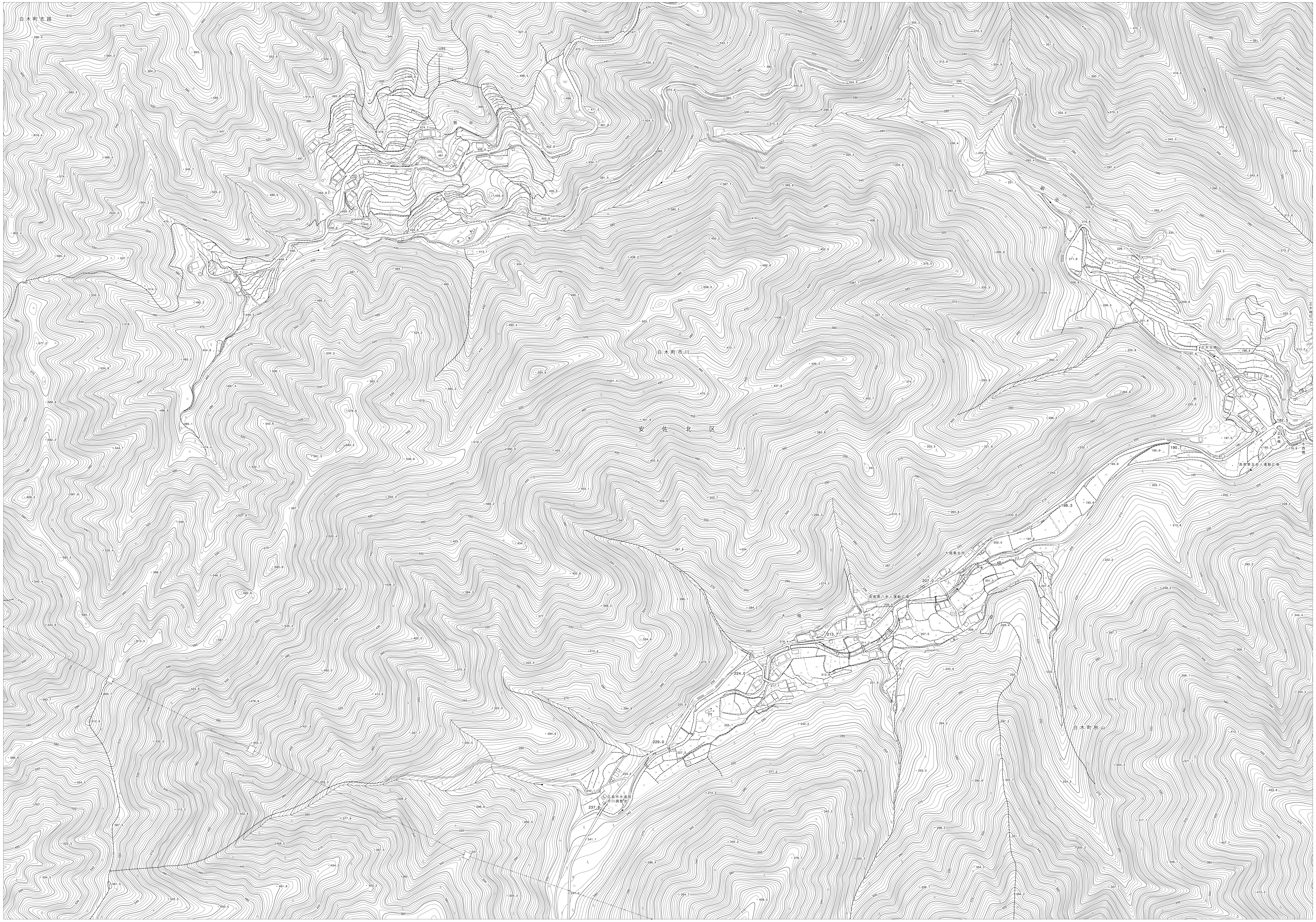

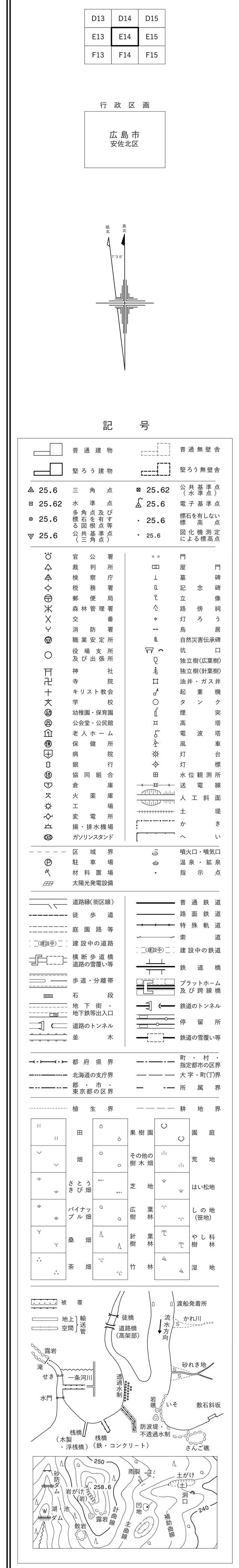

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ８
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１０月・１１月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

E14

1：2,５００地形図 E15

広島市平面図　No.E15

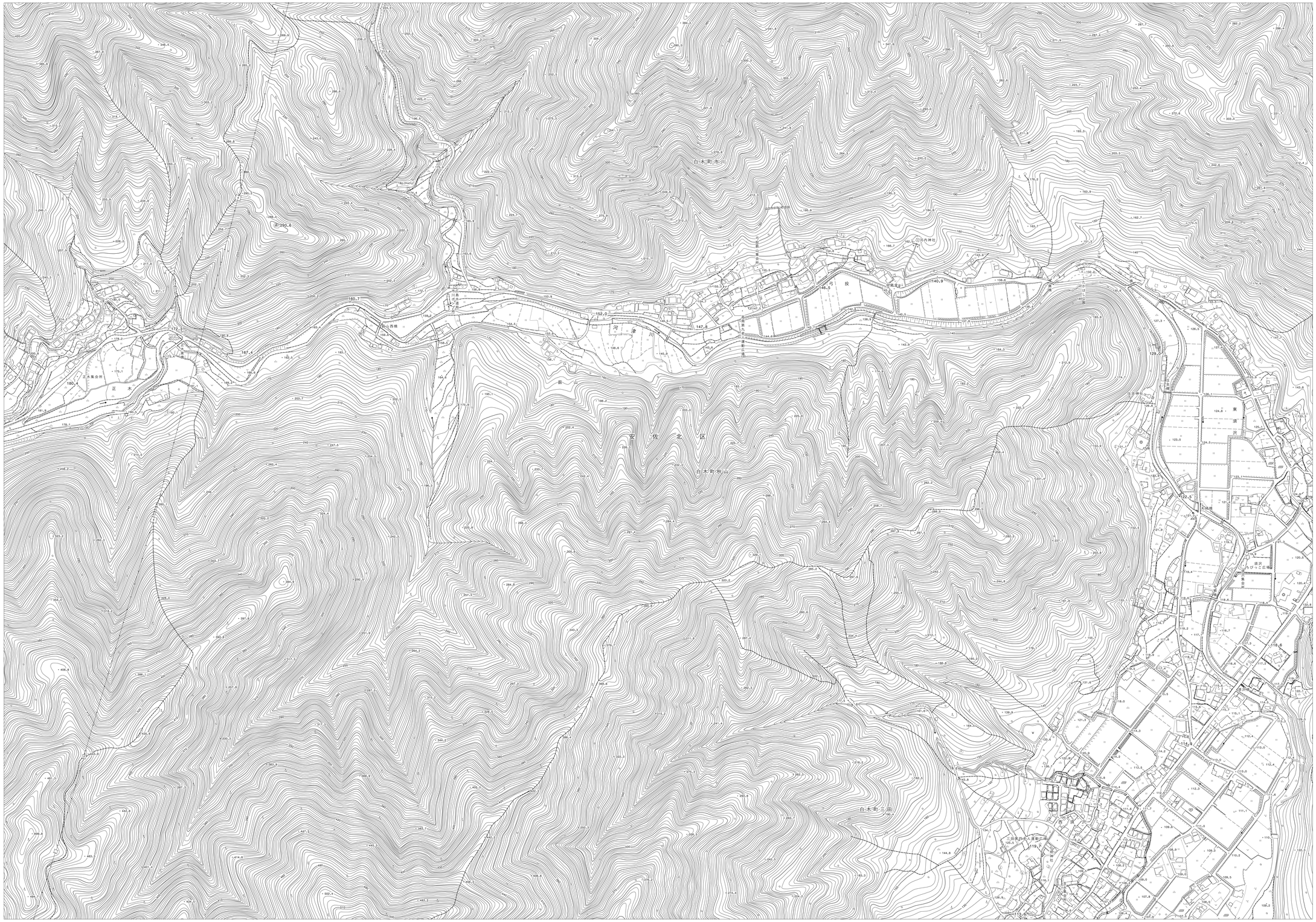

D14	D15	D16
E14	E15	E16
F14	F15	F16

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

（1）撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中　公　第４８９　号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中　公　第１７２　号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中　公　第１６０　号」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中　公　第３６５　号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中　公　第１３１　号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中　公　第２２　号」

E15

広島市

1：2，500地形図 E16

広島市平面図　No.E16

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

E16

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ8
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１０月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

1：2,５００地形図 E17

広島市平面図　No.E17

行政区画

記号

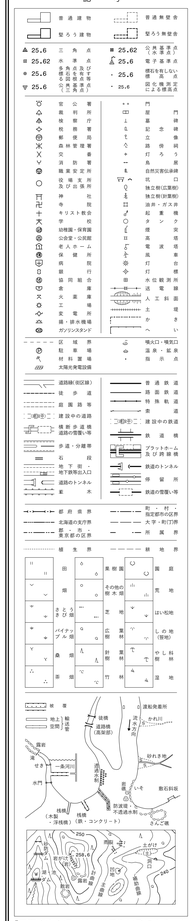

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
　測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ８
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　修　正　平成２２年　３月　図化名人
　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
　修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広島市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

E17